保健指導並びに健診受診の有無及び精密・再検査に関する

個人情報の共同利用について

東京港健康保険組合
理事長　松本　勇

平成 29 年 5 月に改正個人情報保護法が施行（令和 5 年 3 月一部改正）され、健診結果に基づいて実施される保健指導の情報等は、新たに「要配慮個人情報」と位置付けられ、より慎重な取り扱いが求められることとなりました。

東京港健康保険組合（以下当組合）では、保健指導や健診未受診勧奨、二次検査勧奨を実施する際は、これまで通り対象者に関する書類を事業所様宛に送付をし、次のとおり取り扱いますので、ご理解とご協力のほどお願いします。

なお、個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

当組合では、健康診査事業について事業主と健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

１．事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、事業主との共同事業として健康診断を実施しております。

当組合は従業員（加入者）の健康管理に役立てるため、個人情報（保健指導対象者・健診未受診者・精密（再）検査対象者のお名前、特定保健指導コース）について、事業所にお知らせし、情報を共同利用します。

２．共同利用する健診データ項目について

保健指導対象者・健診未受診者・精密・再検査対象者のお名前、特定保健指導コース、オプション検査等の付加検査項目

３．健診データを共同利用する者の範囲について

保健指導対象者・健診未受診者・精密（再）検査対象者（※被扶養者含む）の被保険者が勤務する東京港健康保険組合適用事業所と、東京港健康保険組合

４．健診データを共同利用する者の利用目的について

適用事業所、東京港健康保険組合ともに、従業員（加入者）の健康の保持増進や、健康経営の推進のために、保健指導の実施率並びに健診受診率の向上を目的とします。

５．当組合における健診結果データの管理責任者の氏名及び住所並びに法人の代表者氏名

東京港健康保険組合　東京都港区芝浦３丁目１８番１７号
理事長　　松本　勇
管理責任者　常務理事